

後期高齢者医療制度

平成20年4月より「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」に変わりました。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化等によって老人医療費が増大し、さらに現役世代の人口の増加が見込めない中で、高齢者が安心して医療を受けることができ、かつ現役世代に多くの負担をかけさせないために、長い議論を経て導入された制度です。

制度の運営は、宮崎県内すべての市町村が加入する宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という）が行い、市町村は各種申請・相談の受付や保険料徴収を主に行います。

【対象となる方】

- 75歳以上の方：誕生日から
- 寝たきりなど一定の障がいがある65歳から74歳の方：広域連合が認定した日から

【保険証】

独自の保険証が1人一枚交付されます。

【保険料】

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。

保険料は、被保険者全員にかかる「均等割」と所得に応じてかかる「所得割」があります。

保険料＝均等割＋所得割

均等割：42,800円 所得割：(総所得金額－33万円)×7.95%

また、均等割は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、7割・5割・2割軽減されます。

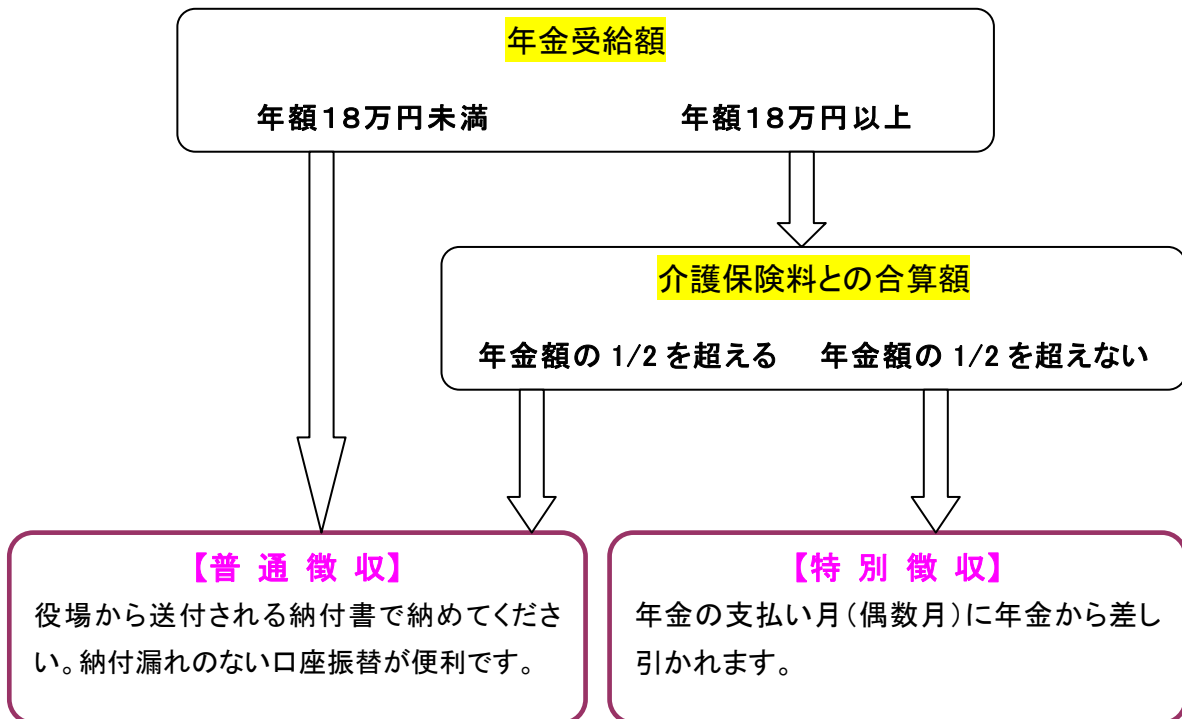
軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額	軽減後の均等割額
7割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯	12,800円
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	21,400円
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を 超えない世帯	34,240円

※被用者保険被扶養者だった方の軽減について

後期高齢者医療制度加入日の前日に被用者保険（健康保険組合・船員保険・共済組合など）の被扶養者だった方は、加入した日のある月から2年間、保険料の所得割の負担はなく、均等割のみかかり、これが5割軽減（7割軽減に該当する場合は7割軽減優先）となります。

ただし、平成20年4月から9月までの半年間は保険料の全額が免除され、10月から翌年3月までの半年間は、保険料の9割が軽減されます。（→**保険料は年額2,100円**となります）

【保険料の納め方】



※年度途中で75歳に到達した方や綾町へ転入した方、保険料額が変更となった方などは、上記の限りではありません。

普通徴収の納期

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	31日	31日	30日	31日	30日	25日	31日	末日

口座振替は、納期月の25日となっております。納期限及び口座振替日が土・日・祝日の場合は翌日となります。

【お医者さんにかかる時の自己負担】

老人保健制度と同じ**1割**です。

ただし、次の方は**3割負担**となります。

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療で医療を受ける方がいる方。ただし、後期高齢者医療で医療を受ける方の収入合計が、2人以上で520万円、1人で383万円未満であると申請した場合は、1割となります。

保険証に負担割合が明記されていますので、ご自分の負担割合は保険証をご覧ください。

【医療費が高額になったとき】

1ヶ月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額については次のとおりです。

負担割合	所得区分	限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
3割	現役並み	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%※
1割	一般	12,000円	44,400円
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12ヶ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

【入院したときの食事代】

入院したときの1食当たりの食事代は、次のとおりです。

現役並み、一般		260円
低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヶ月で90日を越える入院	160円
低所得Ⅰ		100円

療養病床に入院する場合の食事代は、次のとおりです。

所得区分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み、一般	460円	320円
低所得Ⅱ	210円	320円
低所得Ⅰ	130円	320円
	高齢福祉年金受給者	100円

《重要》低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」がないと上記の適用が受けられませんので、役場窓口まで保険証と印鑑を持って申請してください。なお、適用となる所得区分については、役場福祉保健課までおたずねください。

【後から費用が支給される場合】

次のようなときは、一旦全額自己負担していただき、役場にて申請して認められますと自己負担分を除いた金額が支給されます。

- やむをえない理由で保険証を持たずに受診した場合や、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき
- 海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）
- 医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき
- 骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

【その他の給付】

後期高齢者医療の被保険者が亡くなったとき、葬祭をおこなった方に対して葬祭費が支給されます。

葬祭費：20,000円

綾町での後期高齢者医療被保険者の健康診査は次のとおりです。

（受診機関）綾立元診療所、綾外科医院、たまきクリニック

（健診項目）診察、血液検査、尿検査

（健診料）無料

ただし、次に該当する方は、同様の検査を医療機関等で受けていますので、改めて健診を受ける必要はありません。

◎長期入院者・施設入所者

◎高血圧・心疾患・脳血管疾患等で医療機関にかかっている方、同疾患により薬を服用されている方。

【各種届出】

次の場合は、役場窓口にて届出や申請を行ってください。

- 65歳から74歳の方で障がい認定を受けるとき
- 65歳から74歳の方で障がい認定を受けた方が、その障がいの程度に該当しなくなったとき
- 障がい認定を取り消すとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 他の市町村から転入したとき
- 綾町内で住所が変わったとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 死亡したとき
- 保険証を紛失したとき
- 保険証や各種通知の送付先を変更したいとき
- 住民税非課税世帯の被保険者が入院するとき
- 慢性腎不全により人工透析を受けるとき

【お問い合わせ先】

880-1392 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 515 番地

綾町役場 福祉保健課 保健推進係

TEL0985-77-1114

880-0804 宮崎県宮崎市宮田町 1 番 11 号 宮崎県自治会館 4 階

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

TEL0985-62-0921

ホームページ <http://www.miyazaki-kourei-kouiki.jp/>